

札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 2 年 6 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の認可保育所等に保育士等として勤務する者に札幌市保育人材確保に向けた一時金（以下「給付金」という。）を給付することにより、保育士資格の新規取得者の確保、就業継続及び採用後一定期間における離職防止を図ることによって市内の保育所等に勤務する保育人材を確保することを目的とした「札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業」について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからカまでに掲げる施設のうち札幌市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

(2) 保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、次条以下の補助要件に該当し、かつ補助することが必要と認められる給付金支給対象保育士等に対し、予算の範囲内において、本要綱に定める給付金を交付するものとする。

(給付金支給対象保育士等と給付金の支給要件)

第4条 給付金支給対象保育士等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。
- (2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者で、札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金交付申請書を札幌市へ提出する時点で保育所等において保育士等として勤務していること。
- (3) 当該年度の4月1日を基準日として、基準日時点で現に勤務する保育所等における保育士等としての勤続年数が一時金の種類の区分に応じ、次のとおり定める要件を満たしていること。なお、この際の起算日は保育士等としての採用日とすること。また、同一法人内で勤務する保育所等が変更になった場合は、同一施設の勤続年数とみなすほか、産前産後休業や育児休業等を取得した場合については、復職後の雇用形態が、休業取得前より変更がない場合のみ、勤続年数に含めることができる。
 - ア 3年給付金 3年以上4年未満
 - イ 6年給付金 6年以上7年未満
 - ウ 9年給付金 9年以上10年未満

(給付金の種類と給付金額)

第5条 給付金の種類と就業年数に応じた給付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3年給付金 100,000円
- (2) 6年給付金 100,000円
- (3) 9年給付金 100,000円

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする給付金対象保育士等は、市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、給付金の種類に応じ、都度、市長が定める期限までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて、災害その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするに当たり、これに必要な条件を付することができる。

(給付金交付)

第8条 市長は、前条により給付を決定したときは、給付金支給対象保育士等の申請に基づき、

交付するものとする。年度途中に開設した保育所等に勤務する給付対象保育士等への給付金の交付は、市長が別に定める。

(給付金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、給付金支給対象保育士等が、次の各号の一に該当するときは、給付金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 交付条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が交付することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第7条に定める交付金額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに給付金が交付されているときは、給付金支給対象保育士等に対し、期限を定めて返還を命じなければならない。

(様式)

第11条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。